

四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案			現 行		
(期末手当)			(期末手当)		
第5条 (略)			第5条 (略)		
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、それぞれ基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。			2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、それぞれ基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。		
在職期間	6月に支給する場合	12月に支給する場合	在職期間	6月に支給する場合	12月に支給する場合
6か月	100分の187.5	<u>100分の222.5</u>	6か月	100分の187.5	<u>100分の202.5</u>
5か月以上6か月未満	100分の150	<u>100分の178</u>	5か月以上6か月未満	100分の150	<u>100分の162</u>
3か月以上5か月未満	100分の112.5	<u>100分の133.5</u>	3か月以上5か月未満	100分の112.5	<u>100分の121.5</u>
3か月未満	100分の56.25	<u>100分の66.75</u>	3か月未満	100分の56.25	<u>100分の60.75</u>
3 (略)			3 (略)		

四街道市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案		現 行	
(期末手当)		(期末手当)	
第5条 (略)		第5条 (略)	
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、それぞれ基準日以前6か月以内の期間におけるその者		2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、それぞれ基準日以前6か月以内の期間におけるその者	

の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

<u>在職期間</u>	<u>支給割合</u>
<u>6 か月</u>	<u>100分の205</u>
<u>5 か月以上 6 か月未満</u>	<u>100分の164</u>
<u>3 か月以上 5 か月未満</u>	<u>100分の123</u>
<u>3 か月未満</u>	<u>100分の61. 5</u>

3 (略)

の在職期間に応じ、次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

<u>在職期間</u>	<u>6 月に支給する場合</u>	<u>12月に支給する場合</u>
<u>6 か月</u>	<u>100分の187. 5</u>	<u>100分の202. 5</u>
<u>5 か月以上 6 か月未満</u>	<u>100分の150</u>	<u>100分の162</u>
<u>3 か月以上 5 か月未満</u>	<u>100分の112. 5</u>	<u>100分の121. 5</u>
<u>3 か月未満</u>	<u>100分の56. 25</u>	<u>100分の60. 75</u>

3 (略)